

日本乳酸菌学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本乳酸菌学会と称する。英文呼称は Japan Society for Lactic Acid Bacteria、略称は JSLAB とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、乳酸菌の科学及び技術の発展をはかり、会員相互の交流を促進する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究集会及び総会の開催
- (2) セミナーの開催
- (3) 会誌「日本乳酸菌学会誌」(英名: Japanese Journal of Lactic Acid Bacteria) の発行
- (4) 海外関連研究者との情報交換及び交流
- (5) その他、必要と思われる事業

(規約)

第4条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は細則で定める。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 乳酸菌に関心を有する者であって、本会の目的に賛同し入会した個人
- (2) 学生会員 高等専門学校、短期大学、大学、大学院または専門学校に所属する学生で、本会の目的に賛同し入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の事業を援助するために入会した法人および団体

第6条 会員は本会の行う諸事業に参加し、また総会に参加して議決を行う事ができる。

(入会)

第7条 本会に正会員、学生会員、または賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書に初年度会費を添えて会長宛提出するものとする。

但し、学生会員の入会は理事会の承認を得なければならない。

第8条 正会員、学生会員、賛助会員の年会費は別に定める。

第9条 会員は、住所、氏名、所属などに変更があった場合には、速やかに本会に届出なければならない。

(退会)

第10条 会員は以下の事由の一つに該当する時は本会を退会する。

- (1) 所定の退会届けを会長に提出したとき
- (2) 学生会員の場合、その資格を失ったとき
但し、正会員としての登録を希望する場合には、直ちにその旨を事務局に申し出なければならない
- (3) 会費または賛助会費を2年以上納入しないとき
- (4) 本会の事業を妨げ、または名誉を著しく毀損する行為があり、総会において除名の決議がなされたとき

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は本会の最高議決機関である。

2 総会は通常総会と臨時総会とする。

3 総会の議長は、総会において出席した正会員の内から選出する。

4 通常総会は、毎事業年度その年度の大会開催時に行う。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認められたとき
- (2) 正会員の5分の1以上または監事から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があった場合

(総会の召集)

第12条 総会は会長が召集する。

2 総会の召集は、少なくともその開催の日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第13条 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。

2 会員は総会において各1個の表決権を有する。

3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項に関し、書面あるいは代理人をもって表決権を行使する事ができる。

4 総会においては、前条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

5 総会の議事は、出席者の表決議の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第14条 この会則において別に定める事項の他、次の各項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会費及び賛助会費の額ならびにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支決算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (6) 規約の制定または改廃
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(議事録の作成)

第15条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、議長及び出席会員のうちから、その総会で選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

3 議事録は学会事務局に保管しなければならない。

第5章 役員

(役員区分)

第16条 本会は次の役員を置く

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 役員は、会長の委嘱により評議員会が正会員のうちから選出し、会長の承認の後、総会で決定される。

3 理事、監事は相互にこれを兼ねることは出来ない。

4 理事の内から会長1名、副会長1名を互選する。

(役員役割)

第17条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は理事会を組織して本会の会務を執行する。

4 監事は理事会の会務執行、資産及び会計内容を監査する。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。但し、連続3期を限度とする。

2 補欠または増員による役員任期は、前任者または現在任者の残任期間とする。

(顧問委嘱)

第19条 本会に顧問を置くことが出来る。

2 顧問は、理事会の承認を経て本学会外の者から会長が委嘱する。

3 顧問は、本会運営上の諸問題について会長の諮問に応ずる。

第6章 理事会

第20条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は必要に応じて会長が召集する。

3 理事会の議長は会長がこれにあたる。

4 理事会は理事総数の3分の2以上の出席により成立する。

5 理事会は庶務、会計、編集など、本会の通常の会務を執行する。

6 監事は必要に応じ理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

第7章 評議員

第21条 本会に評議員20名以上30名以内を置く。

2 評議員は正会員の中から、正会員の投票により選出される。

3 評議員は理事、監事を兼ねることが出来ない。

4 評議員の任期は4年とし、再任は妨げない。但し、連続2期を限度とする。

5 評議員は評議員会を構成し、本会の運営に関する諸問題を審議する。

6 評議員会は会長が召集する。

7 評議員会は評議員総数の3分の1以上の出席により成立する。

8 理事及び監事は評議員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第8章 委員会の設置

第22条 本会は、会務を遂行するために専門の委員会を設置することが出来る。

2 委員会は理事会の委嘱を受けて会務を執行する。

第9章 会計

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむをえない理由により収支予算が決定できない時は、直近に開催される総会までの間、理事会の決議を経て、前年度予算に準じて収入、支出を行うことが出来る。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近

に開催される総会において決定した時は失効するものとし、当該支出がある時はこれを当該年度の予算に基づいてなしたものとする。

(監査)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の7日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表

2 監事は、前項の書類を受領した時はこれを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

附 則

- 1 本会則は2006年7月7日から施行する。
- 2 本会の会費は、正会員6,000円、学生会員2,000円、賛助会員一口30,000円(一口以上)とする。
- 3 入会手続きは、会長宛入会申込書に初年度の会費を添えて学会事務局に提出する。
- 4 本会の事務局は、会長または役員の所属機関に置く。

細 則

第1章 役員・評議員の選出に関する細則

第1条 評議員の選出は以下のように行う。

1. 会長は正会員の中から3名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は委員会を組織して選挙事務を行う。選挙管理事務所は学会事務局とする。
2. 投票は1人1票、無記名10人連記とし、郵送によるものとする。
3. 評議員は連続して3回選出されることは出来ない。この制限に抵触する者の氏名は予め公示される。
4. 得票者中上位の者から順に20名以上30名以内を選出する。同数得票者については、委員会において別に定める選挙要項に従い順位をきめる。
5. 選挙委員の任期は、評議員改選の前年度9月から新評議員就任までとする。
6. 評議員選挙は、評議員改選年度の前年度9月以降3月までの間に行われるものとする。
7. 評議員選挙に要する費用は、理事会により改選の前年度の予算に計上されるものとする。

第2条 役員の選出は以下のように行う。

1. 会長は評議員会に対し次期役員選考を委嘱す

る。

2. 評議員会は、評議員若干名からなる役員選考委員会を組織し、正会員のなかから理事10名以上15名以内、監事2名を選抜し会長に答申する。

3. 会長は答申に基づき新役員を指名し、総会の議を経て決定する。

4. 会長は総会后新理事を召集し、新理事会は新会長ならびに新副会長を決定する。

第2章 委員会設置に関する細則

第3条 委員会の設置と運営は以下のように行う。

1. 理事会は、特定の会務について委員会の設置が適当と認めた場合、正会員中から委員を選任してその執行を委ねることができる。

2. 委員の任期は2年、再任を妨げない。

3. 委員会の委員定数は10名以内とする。また、2委員会を限度として複数の委員会の委員を兼ねることができる。

4. 委員長は委員の互選により決定する。

5. 委員長は、理事会に随時活動状況を報告し、また年次計画、予算案、会計などの資料を提出しなければならない。

6. 委員会の活動に必要な経費は、予算案に基づき理事会において検討し予算に計上する。

7. 委員会の新設、廃止、改編等は理事会の議を経て行う。

以上

2006年7月7日改正